

共同親権相談支援補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 共同親権相談支援補助金については、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（事業の目的）

第2条 養育費の差押えに関する弁護士相談費用や強制執行経費を補助することで、養育費の継続した履行確保を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）ひとり親

現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしておらず子を養育している者をいう。

（2）弁護士等

弁護士、弁護士法人、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）又は司法書士をいう。

（補助の対象）

第4条 補助の対象は、埼玉県内に居住するひとり親が負担する次の各号に掲げる経費とする。

（1）養育費の差押えに関する弁護士相談費用

（2）養育費の強制執行に要する経費

（補助対象者、補助の対象経費及び交付額）

第5条 補助の対象となる者、補助の交付対象となる経費及び交付額については、別表1及び別表2に定めるとおりとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付申請を行う者（以下「申請者」という。）は、弁護士相談や強制執行を行った翌日から起算して6か月以内に、埼玉県が委託した者を經由して知事に交付申請書（様式第1号）にて申請しなければならない。ただし、期日までに提出することができない合理的な理由がある場合には、この限りではない。

2 前項の申請書には、別表1又は別表2に掲げる書類を添付しなければならない。

（交付決定）

第7条 申請書の受領後、提出のあった申請書及び必要書類について速やかに審査を行い、交付の可否及び補助金額について決定する。

2 交付を行うことを決定したときは、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知す

る。

3 第1項の審査の結果、補助金を交付することが不適當であると認めたときは理由を付して、不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（審査に係る留意事項）

第8条 審査に係る留意事項については、別表1又は別表2に定めるとおりとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、交付申請取下書（様式第4号）により申請を取り下げることができる。

（交付時期）

第10条 第7条第2項の規定による交付決定通知を受けたもので補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第5号）を、知事に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第11条 規則第十六条による取消をした場合においては、交付決定取消通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 規則第十六条による取消をした場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 申請内容に虚偽の記載がなされるなど不正な手段をもって交付を得たものに対しては、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

補助区分	養育費の差押えに関する弁護士相談費用
補助対象者	埼玉県内町村在住で交付申請時にひとり親であり、次の要件をすべて満たす者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士相談費用を自己負担していること ・ 養育費の取決め対象となる子を現に養育していること ・ 過去に同様の事業を利用していないこと
補助対象経費 (第5条)	相談料のみで、着手金や報酬金は含まないものとする。
補助金額 (第5条)	1回の相談につき5,000円を上限として申請者一人あたり3回の相談まで補助を行う。 上限 5,000円×3回=15,000円
申請書 添付資料 (第6条)	①子を養育している証明書類（次のいずれか1つ） <ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯全員の住民票（発行から1月以内） ・ こども医療費受給資格証の写し ・ ひとり親家庭等医療受給資格証の写し ②ひとり親である証明書類（次のいずれか1つ） <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当証書の写し ・ ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し ・ 離婚協議書の写し ・ 公正証書の写し ・ 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書） ③弁護士相談費用領収書（申請者本人が負担したものに限り） ※郵便局及び官公署が発行する領収書並びにレシートを除く
審査に係る 留意事項	○書類及び相談内容等での確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子を養育していること ・ ひとり親であること（離婚又は未婚であること） ・ 養育費未払いが発生していること ○領収書、通帳の写し <ul style="list-style-type: none"> ・ 宛先 ・ 領収年月日 ・ 領収金額 ・ 取引内容 ・ 領収者の住所、氏名及び領収印

別表 2

補助区分	養育費の強制執行に要する経費
補助対象者	埼玉県内町村在住で交付申請時にひとり親であり、次の要件をすべて満たす者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・養育費の強制執行に要する経費を自己負担していること ・養育費の取決め対象となる子を現に養育していること ・過去に同様の事業を利用していないこと
補助対象経費 (第5条)	<ul style="list-style-type: none"> ・未払い養育費強制執行申立に要する弁護士等委任費用（着手金） ※報酬金や成功報酬は対象外 ・強制執行申立に要する収入印紙代 ・裁判所に提出する戸籍謄本添付書類取得費用 ・裁判所に書類を提出する際に要する費用 ・その他（強制執行に要する費用）
補助金額 (第5条)	強制執行に必要な弁護士費用（着手金）、印紙代等で申請者1人あたり150,000円を上限として補助を行う。
申請書 添付資料 (第6条)	<p>①子を養育している証明書類（次のいずれか1つ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の住民票（発行から1月以内） ・子ども医療費受給資格証の写し ・ひとり親家庭等医療受給資格証の写し <p>②ひとり親である証明書類（次のいずれか1つ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当証書の写し ・ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し ・離婚協議書の写し ・公正証書の写し ・申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書） <p>③強制執行等費用領収書（申請者本人が負担したものに限り）</p> <p>※郵便局及び官公署が発行する領収書並びにレシートを除く</p>
審査に係る 留意事項	<p>○書類及び相談内容等での確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子を養育していること ・ひとり親であること（離婚又は未婚であること） ・養育費未払いが発生していること <p>○領収書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛先 ・領収年月日 ・領収金額 ・取引内容 ・領収者の住所、氏名及び領収印